

支援 給食費などの値上げを回避し、家庭の負担増を軽減します

2 小中学校・幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどに補助

食材費や光熱費、燃料費などが高騰していることから、学校給食の食材費や幼稚園・保育所の運営費用などを補助します。給食費などの値上げを抑制し、家庭の負担を軽減します。

対象は、小・中・特別支援学校や幼稚園、保育所、放課後児童クラブなどです。支援内容は、施設の種類により異なります。



問い合わせ先

- 市立の小・中・特別支援学校、幼稚園……健康教育課(☎027-321-1294)
- 市立の保育所、私立の保育所、認定こども園、認可外保育施設……保育課(☎027-321-1246)
- 私立の幼稚園……教職員課(☎027-321-1298)
- 放課後児童クラブ……こども家庭課(☎027-321-1316)

支援 福祉施設の安定した運営を後押しします

3 高齢者や障害のある人の利用する施設に補助



光熱費や燃料費などが高騰していることから、利用者が安心して利用できるように、施設を安定して運営するための費用を補助します。

対象は、市内の特別養護老人ホームやデイサービス、訪問介護事業所などの高齢者福祉施設と、障害のある人や子どもの利用する入所施設や通所事業所などです。補助額は、施設の種類や規模により異なります。対象となる施設には、申請に必要な書類を送付します。期間内に申請してください。

問い合わせ先

- 高齢者福祉施設……長寿社会課(☎027-321-1248)
- 障害者福祉施設……障害福祉課(☎027-321-1172)

支援 通院・通所や衛生用品にかかる負担を軽減します

4 特定疾病のある子どもなどのいる家庭に支援金を支給

問い合わせ先 保健予防課(☎027-381-6112)

通院・通所や生活衛生用品の購入など養育の負担が大きい、特定疾病や障害のある子どもなどを養育している家庭に、対象の子ども1人につき10万円の支援金を支給します。

対象は、令和4年12月1日時点で本市に住所があり、4月1日～12月1日に次のいずれかに当てはまる子どもなどを養育する保護者です。

- 小児慢性特定疾病医療費受給者 ●未熟児養育医療受給者 ●重症心身障害児 ●医療的ケア児

対象となる保護者には、申請に必要な書類を送付します。期間内に申請してください。



事業者や家庭などの負担を軽減

物価高騰に対して支援します

市は、新型コロナウイルス感染症や世界情勢の影響でエネルギーや物価が高騰していることから、農業・教育・福祉の各分野で支援を行います。物価高騰の影響を受けている事業者や施設、世帯などに対して、支援金の支給や光熱費などの補助を実施します(議会承認後)。今回号では、これらの支援についてお知らせします。

支援 肥料や資材などの高騰の影響を受ける農家を支援します

1 農業者に経営安定化のための支援金を支給

肥料や飼料、生産資材などが高騰していることから、農業者の経営基盤の安定を図るために支援金を支給します。

対象者

- 次の①～③の全てと④⑤のいずれかに当てはまる人
- ①令和4年12月14日時点で本市に住所(法人は事務所が主な事業所)のある農業者
 - ②支援を受けて農業を継続する意思がある
 - ③市税などの滞納がない
 - ④令和3・4年に農業経営による収入がある
 - ⑤令和3・4年中に、新たに就農した人か、同一経営体に属する経営者から経営の全てを継承した人で、開業の届け出(法人は法人設立届出書の提出)をしている

支給額

1経営体につき10万円(申請は1回だけ)

必要書類

請求書、申請者の口座の分かる通帳の写し、下記の書類

- 個人＝令和3年分の所得税及び復興特別所得税申告書の写し、青色申告決算書の写し、令和3年度市民税・県民税申告書の写しのいずれかと、令和4年中の農業収入の一部が確認できる書類の写し
- 法人＝直近の事業年度分の法人税申告書か法人市民税申告書の写しと収支内訳書の写し、定款の写し、令和4年中の農業収入の一部が確認できる書類の写し
- 新規・継承就農者＝個人事業の開業・廃業等届出書の写し、令和4年中の農業収入か必要経費を確認できる書類の写し

申請方法

12月15日(休)～来年2月28日(火)に、市ホームページ(下記)から申請書をダウンロードして記入し、必要書類を添えて、各提出先へ。申請書は、各提出先と市内の公民館でも配布しています



問い合わせ・提出先

- 農林課 ……☎027-321-1261
 - 倉渕支所農林建設課 ……☎027-378-4527
 - 箕郷支所産業課 ……☎027-371-9057
 - 群馬支所産業課 ……☎027-373-2447
 - 新町支所地域振興課 ……☎0274-42-1235
 - 榛名支所産業観光課 ……☎027-374-6712
 - 吉井支所産業課 ……☎027-387-3134
- 公民館では、申請書の提出はできません